**魚津市空家等対策計画の概要について**

◇計画の趣旨(第１章)

対象地区：魚津市内全域　※密集市街地などは重点的に適正管理及び利活用の促進に取り組みます

計画期間：平成28年度～平成32年度（５年間）　※５年で見直しします

　　　　　○平成27年 ９月　魚津市空家等対策の推進に関する条例制定

　　　　　○平成28年 ３月　**魚津市空家等対策計画の策定**

◇基本的な方針(第２章)

**予防の推進・利活用の推進**

**地域コミュニティの維持や市全体の活力の維持・向上を目指して総合的に対策を推進します。**

**適正管理に向けた対策**

**市民や関係機関の協力を得ながら、管理不全な空家等について、所有者等に適正な管理を促していくものです。**

**空家等は、本来、憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権に基づき、所有者等が適正に管理することが原則です。**

**管理の原則**

◇空家等の現状と課題(第３章)

○高齢化、単身世帯化　　　○除却費用がない

○情報の不足(所有者不明)　○管理者意識の低下

◇空家等の具体的な対策(第４章)

○ 空家実態調査　○ 空家等データベースの整備(H28～)　○ 魚津市空家等対策審議会の開催

○ 特定空家の認定

空家等の発生の予防

◆地域やＮＰＯ法人等による利活用の促進

地域のコミュニティ活動の場やNPO等に活用されることで、地域の活性化につながる事例が全国で報告されていることから、本市でもこうした利活用を促進します。

◆所有者に対する働きかけ

空家バンク等の各種情報の提供、地域でのはたらきかけなどを通して、活用意向の掘り起こしや動機づけを行っていきます。

◆密集市街地・狭隘道路対策との連携

狭隘道路の通り抜けを確保し、適切な空地とするよう努めます。

◆空家等の利活用・定住促進のための支援体制の整備

魚津市定住促進サイトと連携することにより、よい条件と思われる空家等を積極的に支援していける体制づくりを整備していきます。

利活用の推進、跡地利用に関する具体的な取り組み

◆空家・空地情報バンク制度　(H19～)

ホームページに、空家・空地情報を掲載。所有者と情報利用希望者との橋渡し。

◆空家新規取得者支援事業　(H28～)

空家を新規に取得して住む者に対して、取得費の一部を補助。（一律20万円）

◆危険老朽空家対策支援事業　(H24～)

危険老朽空家の解体費の一部を補助。（1/3　限度額30万円）

◇計画の推進体制(第５章)

所有者等・市民・市の役割

特定空家等の発生を未然に防止。

特定空家等と疑われる空家等の情報を提供。市の施策に協力。

自らの責任において、空家等の適切な管理。

**市**

**市民**

**所有者**等

**◆必要な調査等**

当事者間の解決が難しい場合、戸籍等の必要な調査をします。

**◆当事者間の解決の原則**

空家等に関して生じる紛争は、話し合いや民事裁判により当事者間で解決を図ることが原則です。

特定空家等の認定及び対処フロー図

【緊急時】

**魚津市空家等対策審議会**

**◆再利用が可能でありそうな空家等について**

　定住促進、人口減少対策、ＵＩＪターン、商店街等の空き店舗の活用等の担当課と連携。

（第5条第2項）

市民等からの

情報提供

**連　携**

（第20条～24条）

**代 執 行 等**

（第12条）

公　示　等

（第13条）

命　令　等

（第11条）

（第10条）

勧　　　告

助言又は指導

（第9条）

**特定空家等の認定**

（第8条）

（第15条）

緊急安全措置

必要な調査

（第26条）

意見

諮問